

## 議案第34号

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

こども<sup>★</sup>④<sup>★</sup>でも通園制度

令和8年3月16日

こども未来部こども・若者政策課

## 1 改正趣旨

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)に従い、令和7年8月市議会通常会議において「大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定したところであるが、今般、令和7年11月14日付けで「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令(令和7年内閣府令第96号)」が公布されたことから、大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についても同府令と同様の改正を行うもの

## 2 改正理由

大津市児童福祉法に基づく乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の根拠である乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準(令和7年内閣府令第1号)における規定が改正されたため

### 3 主な改正内容

- ・利用定員の規定の改正

乳児、幼児の区分ごとの利用定員の設定を求めていたが、総数のみを規定

- ・設備及び職員の基準の特例の規定

子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育(離島など教育・保育の確保が著しく困難な地域において、認可施設以外で提供される保育)を行う事業者が、乳児等通園支援事業を行う場合の設備及び職員の基準の特例を新たに規定

- ・字句等の修正

「乳児等通園支援事業者の職員」を「乳児等通園支援事業所の職員」と改めるなど、字句を修正

### 4 施行期日

公布の日から施行

## 5 改正部分の抜粋

現行	改正後
<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 (1)～(5) 略</p> <p>(6) <u>乳児、幼児の区分ごとの利用定員</u></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項</p>	<p>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</p> <p>第16条 (1)～(5) 略</p> <p>(6) _____ <b>利用定員</b></p> <p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p>
<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (1) 略</p> <p>(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業(保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この号において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る<u>利用定員</u> _____ の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児に対して行う乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)</p>	<p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第20条 (1) 略</p> <p>(2) 余裕活用型乳児等通園支援事業(保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この号において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る<u>利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)</u>の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児に対して行う乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。)</p>

## 5 改正部分の抜粋

現行	改正後
<p>(新設)</p>	<p>(設備及び職員の基準の特例)</p> <p>第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。</p>
<p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは、「余裕活用型乳児等通園支援事業」とする。</p>	<p>(準用)</p> <p>第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。_____</p>
<p>該当する条項(第9条、第10条、第13条、第18条)</p> <p>乳児等通園支援事業者の職員</p>	<p>乳児等通園支援事業所の職員</p>
<p>該当する条項(第27条)</p> <p>乳児等通園支援事業者及びその職員は、(以下、省略)</p>	<p>乳児等通園支援事業者及び乳児等通園支援事業所の職員は、(以下、省略)</p>